

令和8年 第6回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和8年6月22日（月）午前10時～

2 開催場所 豊見城市役所 4階第1会議室

3 出席者

[委 員]

教 育 長 教育委員3名

[事務局]

教育部長 学校教育課長 教育指導課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長

4 欠席者 1人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の概要 次のとおり

8 議決事項

指導者用パーソナルコンピュータの買入れについて
豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について
豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱について
豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱について
令和8年第4回豊見城市議会定例会一般質問について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	これより、令和8年第6回定例教育委員会を開催します。 それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に宮城美智子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、会期日程は1日とします。 次に、本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。 続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。主なものを読み上げますので、その他業務については資料をご覧ください。 5月22日、豊崎中学校において、台湾屏東県立來義高級中学との国際交流事業の見学を行いました。 5月26日から29日、学校計画訪問を行いました。 6月11日、1階交流スペースにおいて、平和の礎の名前を読み上げる集いに参加しました。 6月16日から19日、市議会定例会一般質問に出席しました。 続いて、日程第4の議案第10号 指導者用パーソナルコンピュータの買入れについてであります。事務局、説明をお願いいたします。教育指導課長。
教育指導課長	議案第10号 指導者用パーソナルコンピュータの買入れについて、ご説明いたします。 提案理由としましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号により市議会に提出する必要があるためとなっております。 内容につきましては3ページをご覧ください。買入物件、指導者用パーソナルコンピュータ273台。契約の相手方は、沖縄県浦添市字港川458番地、株式会社オキジム、代表取締役新里哲郎。契約の方法ですけれども指名競争入札でございます。買入価格ですけれども、消費税込み4,843万8,390円となっております。納入期限が令和8年10月31日となっております。 4ページのほうが入札結果報告書となっております。

	5 ページからが仕様書となっております。説明は以上です。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん挙手をお願いいたします。よろしいですか。 それでは、議案第10号 指導者用パーソナルコンピュータの買入れは、提案どおり決定したいと思いますですが、よろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第5の同意案第13号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱についてであります。事務局、説明をお願いします。文化課長。
文化課長	文化課です。9 ページをご覧ください。同意案第13号について説明させていただきます。 提案理由につきましては、豊見城市社会福祉協議会事務局長である大城稔氏が退職したことに伴い、後任のものを豊見城市立中央図書館協議会の委員に委嘱するために、教育委員会の同意を求めるものであります。委嘱する委員については金城昌範氏となっております。在任期間につきましては、豊見城市立図書館設置条例第5条第4項の規定により、前任者の残任期間となります。委嘱日より令和9年3月31日までの任期となっております。 10ページをご覧ください。金城氏の履歴書となっております。11ページは、金城氏を含めた協議会委員6名の名簿となっております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。 では、同意案第13号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱については、提案どおり同意したいと思いますですが、いかがでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり同意ということで進めます。 続いて、日程第6の同意案第14号から日程第10の同意案第18号 豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱について、以上5件を一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。文化課長。
文化課長	文化課です。12ページをご覧ください。同意案第14号から同意案第18号につきまして、一括でご説明させていただきます。

	提案理由といたしましては、豊見城市文化財保護審議会委員が令和8年6月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出いたします。12ページにつきましては、委員の名簿となっております。継続3名、新規2名となっております。13ページ以降につきましては、各委員の同意案でございます。 同意案第14号は大城慧氏。15ページ、同意案第15号は大城博美氏。17ページ、同意案第16号は濱口寿夫氏。19ページ、同意案第17号は大城達宏氏、新規の委嘱予定でございます。21ページ、同意案第18号は伊佐不二男氏、こちらも新規で委嘱予定の委員でございます。なお、委員の人数につきましては、文化財保護審議会条例第3条の規定において5名と定められております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。伸子委員。
宮城伸子委員	今回、委員の中に、記憶では初めてだと思うんですが、質問ではありません、ごめんなさい。芸能のほうから文化協会の会長である伊佐氏が推薦されていることに、大変うれしく思っています。それに併せて、これは別でお話ししようと思ったんですが、出てきましたので、豊見城の6月の広報紙の中に教育長と並んで豊見城市の文化協会が紹介されています。これまでこういうことがなかったのかなということがあって、文化協会をこれだけ取り上げてくださることに、今後の豊見城市のますますの活性化というか、市民を交えての豊見城市の発展というか、やはり民俗芸能、文化というのは、地域を巻き込んで地域が活性化していくというふうに私自身思っているのですが、そういう意味で、一緒に並んで取り上げてくださったということと、今回、文化審議会委員の中に、また改めて芸能の部で推薦していただいているということに、豊見城市の今後の文化、芸能の活性化、特にハーリーの発祥地とか、あるいは瀬長島の歴史なんかすごいですよね。そういうものも含めて、その芸能も含めてますます豊見城市が活性化していくという面においては、ぜひそういう取上げを今後もやっていただきたいということを併せて、この推薦に対して賛成していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。文化面にもしっかりと取り組んでいきたいと思います。 ほかにございませんか。それでは、同意案第14号から同意案第18号

	豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱について、提案どおり同意したいと思いますが、よろしいですか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは提案どおり、同意ということで進めます。 続いて日程第11の同意案第19号から日程第12の同意案第20号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱について、以上2件を一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。教育指導課長。
教育指導課長	同意案第19号及び同意案第20号を一括してご説明いたします。豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱について、委嘱に伴い、豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第5条2項に基づき、教育委員会の同意を求めるものとなっております。 委嘱の委員につきましては、同意案第19号にて豊見城市立座安小学校コミュニティ・スクール委員として大城新氏を委嘱依頼となっております。同じく同意案第20号につきましては、豊見城市立豊崎中学校コミュニティ・スクール委員として狩俣勝博氏を委員として委嘱をしたいというふうな内容となっております。説明は以上です。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆様、挙手をお願いいたします。 それでは、同意案第19号から同意案第20号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱については、提案どおり同意したいと思いますが、いかがでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり同意ということで進めます。 続いて日程第13の報告第2号 令和8年第4回豊見城市議会定例会一般質問についてであります。事務局、説明をお願いいたします。部長。
教育部長	では、報告案件になります。今議会第4回定例会6月議会における一般質問について報告を行います。課ごとでの報告になります。 まず、学校教育課への質問です。3番、瀬長恒雄議員から、小中学校の給食費についての質問がございました。一番目に、今年度の給食費の保護者負担についてであります。沖縄県の補助金、また地方創生臨時交付金、市のこども未来基金を充当して、保護者負担が生じないよう取り組んでいる旨を答弁しております。引き続き、次年度の方針についての質問であります。今後も県に対し、国の支援制度の最大限

活用や地域の実情に応じた財政措置、特に補助基準額を超過する市町村への追加支援、中学生の全額補助拡充、就学援助対象者を含む制度構築を継続して求めてまいりたい旨を答弁しております。

続きまして、新垣龍治議員からの質問です。教育行政についてであります。1番目に、令和8年度から沖縄県が部活動大会派遣費補助額を拡充したことについての内容と、その影響についての質問であります。令和8年度より沖縄県部活動で県外大会に参加する生徒に対し、経済的負担を軽減するために、沖縄県部活動大会参加支援基金を新設して、部活動大会派遣額を拡充しているところであります。これによって、保護者の遠征費用負担が大幅に軽減されることと考えておりますという答弁をしております。参考までに令和7年度までの九州大会で5,700円、全国大会で6,800円だったことにに対し、令和8年度からは2泊以上で九州大会で2万6,000円、全国大会は開催地によって異なりますが、最高額で北海道・東北ブロックだと4万5,000円の支給がされることとなっております。

2番目に、県補助と本市の派遣費補助制度との関係性についての質問でありました。市においては、「豊見城市児童生徒スポーツ及び文化活動派遣費補助金交付要綱」に基づき、離島・県外大会への派遣費用を支援しております。制度としましては、県の補助制度と目的は共通するものの、財源や基準が異なるそれぞれ独立した制度である旨の答弁をしております。

続きまして、仲田政美議員からの質問です。学校給食センターの建て替えについての質問であります。令和8年3月に、「学校給食センターの基本的な考え方」を策定しております。また、今議会で令和8年度一般会計補正予算で学校給食センター基本計画策定業務委託料を予算として計上しており、その計画によって、より詳細な整備計画を策定する予定である旨を答弁しております。

同じく仲田政美議員から、教育行政についてであります。就学援助に関する質問になります。物価高騰を受け、市民生活が厳しい状況にある中で、南城市のように住民票世帯単位での支援を求める声が寄せられているが、その後の進捗状況を伺いますというご質問になります。就学援助制度に伴う支給をする際に、生活保護法で世帯単位の原則に基づいて、本市では同一居住かつ同一生計世帯の定義をもって支給をしているところであります。そのため、住民票の記載にかかわらず、実際の住居と生計の実態に応じて収入を合算して判定をしているところであります。議員のほうからは、住民票上の世帯による判定の

見直しを求められているところではございますが、制度への公平性と制度の適正性の観点から、慎重に判断する必要がある旨を答弁しているところであります。

続いて、瀬長宏議員からの質問です。豊見城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についての質問でありました。本計画策定に当たって教職員が何名参画したかという問いに対しましては、令和8年3月に策定した本プランについて、計画策定に当たっては教職員が直接的な参加を行っていない旨を答弁しております。今後については、計画の実施状況を公表し、教職員と進捗や課題を共有しながら業務改善、計画推進に努めてまいる旨の答弁をしているところであります。

同じく時間外在校等時間に関する目標値についての質問です。本計画の中において、令和11年度までに月80時間以上の時間外勤務を行う職員をゼロにし、月平均時間外在校等時間を30時間程度にする目標を設定している旨の答弁をしているところであります。

3つ目の質問で、業務の持ち帰りの実態把握及び縮減に向けた取り組みについての質問であります。教職員の専門性や自主性に基づく教材研究や自己研鑽を含め、一律に持ち帰り業務として正確な実態を把握することは容易ではありません。しかし、勤務時間外に自宅等で業務を行うことは、勤務実態の把握が困難となることや、教職員の健康保持の観点からも望ましいものではないと認識をしていることから、業務持ち帰り時間が増加してしまうことがないよう、教職員が勤務時間内に業務を遂行できる環境整備を目指してまいる旨の答弁をしているところであります。

次に、新垣繁人議員、教育行政についての質問、学力強化支援事業の成果についての質問通告はいただいていたところですが、時間の都合上、質問には至っておりません。答弁としまして準備していたものを記載しておりますので、参考までにご覧いただければと思います。学校教育課関連は以上となります。

引き続き、教育指導課部分に移ってまいります。

波平邦孝議員から教育行政についてです。まず1つ目に、クラウドサービスを活用した校務D Xの進捗状況及び今後の展開についての質問でありました。本市が今行っている4つの事業を説明いたしました。まず1つ目に指導者用P Cの購入、2つ目に職員室の無線化、3つ目に校務D X推進、4つ目に次世代型校務支援システム構築の4つの事業を進め、インターネット環境での校務移行を目指している旨を

答弁しているところであります。引き続き、最先端技術を取り入れ、教育環境の充実と働き方改革を進めてまいる旨を答弁をしたところであります。

次に移ります。波平邦孝議員、長嶺吉起議員、宜保龍平議員から同じ質問がございました。「台北市政府教育局との教育交流協力に関する「了解覚書」に関する取組と今後の展望についてでございます。答弁といたしましては、本覚書の目的として、国際的な人材育成を目指してまいる、またこれまでの取組としましては、児童生徒のオンライン・対面交流を4回実施し、今後も活発な交流の計画をしていく旨を答弁しております。また、これからは学校間交流の活発な中、本市からの児童生徒の派遣も検討している旨を併せて答弁しております。また、教職員間では授業指導法の共有や、グローバル教育オンライン研修への参加の調整を進めている旨を併せて答弁しているところであります。

次に、瀬長恒雄議員、新垣亜矢子議員から同じ質問になります。小中学校における平和教育、平和学習の取組についてであります。まず、市内小中学校では6月の平和月間を中心に、発達段階に応じた平和学習を展開しております。絵本の読み聞かせや道徳で命の尊さを学ぶ。中学校や小学校高学年では戦争体験者の講話、NIE教育、平和新聞の作成で思考を深めております。あわせて、平和メッセージ展への応募、資料館等の訪問といった活動、また学校図書館での平和図書特集、平和を願う校内放送、平和の歌合唱などを行っている旨の答弁を行っているところであります。

次に、瀬長恒雄議員からの質問です。小中学校の歯科検診の結果についてであります。少し読み上げます。市内の小中学校における令和7年度の歯科検診結果において、小学校の虫歯未処置児童の割合が23.5%、中学校では15.3%でありました。また、過去5年間の推移を見ると、小中学校ともに虫歯未処置の割合は改善傾向にある旨の答弁と、あわせてその背景といたしましては、児童生徒と保護者の虫歯予防の意識の向上や、子ども医療費無償制度の活用による早期治療が要因として挙げられていることを答弁しております。また、沖縄県データと比較しても、本市の小中学生どちらも低い水準にあることも併せて答弁しているところであります。

続きまして、長嶺吉起議員です。教育行政についてです。調整授業時間数制度が学校教育に与える効果についての質問であります。効果として4点を挙げております。第一に学校運営の柔軟性と自律性を高

め、教育力向上につながる。第二に生み出された時間を「学習枠」として多様な児童生徒への個別最適化された学びの提供。第三に地域の実情に応じた探究学習や体験活動を「学習枠」に組み込み、地域と連携した特色ある教育を推進できる。第四に「研究・研修等枠」を設けることで、教職員の指導技術向上や教育の質の向上という4つの点が学校に与える効果であるというふうに答弁をいたしております。

次3つ目に、教育現場における教職員や児童生徒のICT活動についての質問でありました。教職員向けには、安全なインターネット環境の整備を生成AIを校務に活用し、業務の効率化と併せてICTリテラシー向上を図る旨を答弁しております。児童生徒に関しましては、生成AIガイドラインがまだ未策定であります。まずは一人一台端末で情報モラルとリテラシーを養うことを優先にしていきたい旨の答弁をしているところであります。今後も、教職員の校務DX推進と児童生徒への情報モラル教育を両立させ、テクノロジーを活用した教育の実現を目指す旨を答弁しているところであります。

4つ目です。新たな不登校対策支援教室の設置についての質問でありました。答弁としましては、既存の「こどもサポート教室とよむ」では利用者の増と個別支援の必要性から対応が難しいケースが増加している状況であることを答弁しております。教育委員会といたしましては、支援室設置の必要性を認識し、昨年度から候補施設の協議を進めているところでありますが、幾つか課題がありますので、その課題解決に向け、継続して検討していく旨、併せて具体的な計画策定と実現に向けた検討を継続していく旨を答弁しているところであります。

5つ目です。平和教育の実施における周知や注意喚起についてです。答弁といたしましては、教育委員会は文部科学省及び沖縄県教育委員会の通知を受け、各学校に平和教育を含む校外活動の安全確保を徹底するよう指示をしたと同時に、4月15日付で通知を発出している旨の答弁をいたしました。

次に新垣亜矢子議員です。教育行政についてであります。まず1つ目に、慰霊の日当日における市内小中学校の取組についての質問であります。慰霊の日は公休日であるため、直接の行事が行われていないことを答弁し、事前指導を徹底しているということで、事前指導といたしましては、正午の黙祷、家族で戦争の悲惨さや平和について考えるよう促しているということ。また、一部の児童生徒は自主的に「沖縄『平和の礎』名前を読み上げる集い」に参加するなど、地域と連携した平和活動も見られる旨の答弁をいたしております。

次に、外国語を学ぶための部活の設置についての質問であります。答弁といたしましては、部活動設置に伴う流れを答弁しております。まず、学校が新たに部活動を新設するには、生徒からの一定のニーズ、継続的な活動の可能性、指導者配置など設置基準を満たし、職員会議の同意と校長承認が必要であり、これらの条件を満たせば新設が可能となる旨を答弁しているところであります。

次に4つ目になります。グローバル教育・国際交流事業の予算の確保についての質問であります。今後の事業拡大のためには、あらゆる財源の可能性を調査研究し、予算確保に努めてまいる旨を答弁しております。引き続き、グローバルコンピテンスの育成に注力し、多様な価値観を尊重し、世界で活躍できる人材を輩出するため、充実した教育環境の提供に全力を尽くす旨の答弁をしているところであります。

次に、要正悟議員からの質問です。部活動入部願いについての質問でありました。伊良波中学校の部活動入部届に記載された文言が保護者に誤解を与える可能性があるのではないかという質問でありました。答弁といたしましては、教育委員会において文言を確認したところ、やはり記載の仕方で一部誤解を与える可能性があるかと認識している旨、併せて保護者に誤解を与えないよう、学校に対し文言の見直しを指示した旨を答弁しているところであります。

次に、真栄里保議員に行きます。校則の見直しについての質問であります。各学校において生徒総会などで議案に上げ議論するなど、生徒が関わる形で校則の見直しが進められていること。あわせて、教育委員会といたしましては、教育的意義を常に踏まえ、生徒心得が現在の教育目標や生徒の健全な育成に必要なかつ合理的か再確認するよう求め、文部科学省の生徒指導提要や社会の変化に応じた見直しを行うよう、生徒主体の校則見直しを支援してまいる旨を答弁しているところであります。

次に、川満玄治議員からの質問でありましたが、時間の都合上、今回は質問がなかった旨の報告をいたします。答弁予定の内容の記載がありますので、ご確認いただければと思います。先ほど、瀬長恒雄議員が同じ形で歯科検診の質問がありましたが、内容としては同様の内容となっております。

新垣繁人議員に移ります。市長公約について。グローバル人材の創出、英語教育の特化についての質問であります。市における取組として、グローバル人材育成と英語教育強化のため、多様な施策を展開していること。また、国際交流では台北市との覚書締結やアメリカンス

クールとの交流を通じ、世界で活躍できるグローバル人材の育成に注力してまいりる旨を答弁しているところであります。

次に、教育行政についてです。1つ目に、情報リテラシー、メディアリテラシー、マナーリテラシー教育の今後の取組についてであります。市における取組を答弁しているところで、SNSや生成AIの普及による環境の変化に応じ、情報、メディア、マナーリテラシー教育を重視している旨と、情報リテラシーでは小学校で基礎、中学校で批判的思考力と情報モラルを育成し、教員向けには生成AI研修やICT公開授業を実施し、活用能力の向上を図ってまいりる旨、また、マナーリテラシーでは、小6、中3で金融教育授業を実施し、また、今年度は豊崎中学校では株式購入仮想体験も導入した旨の答弁と併せて、次年度はこの株式購入仮想体験を市内全中学校で実施できるよう、拡充を図る旨を答弁しているところであります。教育指導課は以上になります。

学校施設課は今回一般質問はありませんでしたので、次に生涯学習振興課に行きたいと思ひます。

波平邦孝議員からの質問です。スポーツ振興について。スポーツ環境充実に向けたクラブハウス等整備の進捗と今後のスケジュールということです。現在、陸上競技場のトイレのユニバーサル化と陸上競技場放送室について、更衣室機能を含めた多目的室として利用できるよう改修を進めている旨の答弁を行っております。

次に教育行政についての1番目です。児童生徒県外等派遣費補助金について、保護者負担軽減に向け、回数制限を含む助成ルールの緩和への取組状況について及び今後の方向性についての質問でございました。答弁といたしまして、昨年度交付要綱の改正を行い、令和8年度からこの制度がスタートしている旨の答弁と併せて、具体的な改正内容をお伝えしているところであります。まず回数制限の上限を撤廃、給付内容については宿泊費及び車賃を廃止し、新たな給付金を設け、宿泊日数に応じた定額給付とした。最後に、補助対象の拡充として、県予選がなくスポーツ関連団体からの推薦状がない場合でも、派遣内容を精査し条件を満たせば補助対象となることとした旨を答弁しております。

次に、過去の質問からの進捗として、まず1つ目に、ネーミングライツ導入における現在の公募状況及び今後の展開についての質問でありました。現在、豊見城市民体育館のネーミングライツについて1社の応募があり、選考委員会でネーミングライツ・パートナーの候補が

選ばれ、今後候補者の契約締結後にネーミングライツ・パートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間を公表し、愛称の普及に努めてまいる旨を答弁しているところであります。

次に、瀬長恒雄議員、伊敷光寿議員から、同じ平和行政についての質問がありました。本市における平和学習の取組についてであります。中央公民館、中央図書館で現在行っている内容を答弁しております。少年平和大使交流事業として、広島県大竹市の中学生との交流。学童疎開が縁で行われている宮崎県美郷町や高千穂町との交流。平和学習コーディネートとして、各小中学校の平和学習に地域のボランティア派遣をしている旨の答弁を行っております。市立中央図書館において、慰霊の日関連行事として平和をテーマとしたパネル展、書籍等の紹介、また「戦後81年戦禍の記憶を次世代へ」をテーマとしたパネル展、歴史民俗資料館における「平和と戦争のギャップイメージ展」と題したパネル展など、現在取り組んでいる状況を答弁しているところであります。

次に、新垣亜矢子議員からの質問になります。豊見城市青少年国際交流事業についての具体的な内容についてのご質問でありました。今年度の青少年国際交流事業としましては、ハワイ滞在中に短期語学学習を含む内容で計画され、43名の応募者から選ばれた14名が団員として決定をしていること。また、日程としましては、ハワイ豊見城村人会ホストファミリー間交流や短期語学学習の実施を行う旨を答弁しているところであります。

次に、文化課に移ります。瀬長恒雄議員の平和学習については、先ほど生涯学習振興課のところで答弁した内容と同じ内容となります。

宜保龍平議員ですが、龕ゴウ祭についてです。龕ゴウ祭の有形もしくは無形文化財の指定に向けた取組についての質問であります。令和7年に「高安伝統文化保存会」、また令和8年5月には自治会長らも交えての意見交換会を実施したこと。また、文化財指定には地域住民の合意形成が不可欠であることから、今後も自治会の意向や総意を確認し、総意が整い次第、自治会の指定申請の手續支援を行っていく旨を答弁しております。

次に、楚南留美議員からの質問です。図書行政についてです。まず1つ目に移動図書館の導入における進捗についての質問でございました。答弁といたしましては、他自治体の事例を参考に検討を重ねてきたところでありますが、財政的な負担や人員確保、巡回場所選定などの課題があること。また、電子図書の普及による読書環境の多様化も

	考慮し、移動図書館の導入については慎重に見極めることが重要である旨を答弁しているところであります。 2つ目に、図書返却BOXの設置についてであります。現在の図書返却方法と返却場所の状況については、答弁といたしましては、現在は開館中は中央図書館のカウンター、閉館時は2階正面玄関外のブックポストでの返却が可能なこと。あわせて、真嘉部コミュニティセンター内に設置されたブックポストでの返却が可能である旨を答弁しているところであります。 次に、開館時間外の返却状況についての質問でありました。開館時間外は、先ほどの答弁の中にありましたように、中央図書館の2階入り口外のブックポストと、真嘉部コミュニティセンターの開館時間である午前9時から21時の間で返却が可能な旨を答弁しているところであります。 次に、中央図書館と真嘉部コミュニティセンター以外に図書返却BOXを新たに設置することができないかという質問でありました。市の考えといたしましては、中央公民館、真嘉部コミュニティセンターのブックポストを設置していることで、一定の利便性の確保はしているとの認識を答弁しているところです。費用対効果、財政面等の課題があることから、現時点での増設は行わない考えであることを答弁しているところです。 最後に、伊敷光寿議員の平和行政については、先ほど生涯学習振興課にて答弁した内容と同じ形となります。 6月定例会における一般質問については以上であります。
教育長	ありがとうございます。ただいまご説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。上間委員。
上間委員	文化課の伝統継承の、何ゴウ祭ですか。
教育長	龕ゴウ祭です。35ページ。
上間委員	これは祭りの名前なんですか。龕ゴウ祭という祭りがあるんですか。
教育長	12年に一度開催される地域の祭りです。
上間委員	なるほどな。僕が13年目なので、ちょうど分からないぐらいかもしれないですね。工場が来て。そういうのがあるんですね。これは今年あるんですか。
教育長	おとしありました。あと10年後でございます。お楽しみにされて

	いてください。
上間委員	知らなかったもので、ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。美智子委員。
宮城美智子委員	すみません、29ページの新垣繁人議員の②のところなんですけれども、答弁はなされなかったということではあるのですが、ちょっとお聞きしたいことがあるので、教えてください。 学力強化受験対策支援事業なんですけれども、これは対象児童の条件は何か教えていただけますか。
教育長	学校教育課長。
学校教育課長	対象児童の条件に関しましては、申込み時に塾に通っていない子を対象としております。中学3年生、中学校ですね。
宮城美智子委員	塾に通っていない子であれば、誰でも。
学校教育課長	可能な限り出席が可能な子であれば。
宮城美智子委員	毎年、終わってから保護者からの声上がるのが、知らなかったという保護者が多いんですよ。それが分かっていたら、そこに申込みしたかなという保護者が多くて、なのでその周知というか、その辺がもう少しされたら。
教育長	学校教育課長。
学校教育課長	これまで、委託業者が決定した後に保護者への周知をしておりましたが、今年度から委託業者決定の前に予定として保護者へ周知をすることになりました。
宮城美智子委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。伸子委員。
宮城伸子委員	同じ29ページの教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてというところで、計画策定の職員が参画していなかったということを知って、非常にびっくりしております。参加させるための条件として、確かにこれだけたくさん教職員がいるので、どういうメンバーを参加させてそこで話し合いをしていくかというのは大変だったかなと思いますが、ただ、何の資料もなく、この計画策定がなされたとは思っていませんが、何らかの形でやはり当事者というのは何かをするときには参加させる、あるいは参加するというのは大事なことかなということを思っています。これもいい方向に進んでいるというお話でもあるので、今後また教職員のそういうもろもろのために進んでいくだろうと思いますが、ただ懸念されるのは、学校に残っている理由を先生方から何らかの形で情報として仕入れているのかというところ

	ろ、なぜかという、今はかなりセキュリティーが厳しくなって、うちに持ち帰ることができないのがたくさんあると。先生方の最大の任務は、やはり子どもたちとどう授業を進めていくかという、大事な教材研究というのがあって、これはもう何ものにも代えられないものだと思っているんですが、そうであるならば、学校に残って授業の準備をして帰ったほうが精神的にも非常にいいことだし、翌日学校に行って授業がどうなるかなという不安材料というのは、先生方のメンタルにおける不利というか、メンタルを損ねる材料にもなるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ学校に残っている理由が何なのかということを、全ての先生方がとにかくこの時間には帰りましょうという、それが一つの方策として進めていることかもしれないのですが、なかなか部活であるとか、そういう1つだけの理由ではないと思うので、そこら辺はもう少し先生方と寄り添える部分なのかなと思っていますところが1点です。 本当に様々な条件を抱えた先生方が勤務をしているわけで、一直線で切ることができない難しさが非常にあるのが学校現場だと思って、そこら辺を先生方と寄り添いながら、あるいは学校の管理者の意見もまた尊重しながらというところで、早く帰ればいいというものじゃないというところを、もう一度子どもたちの視点、あるいは先生方の授業に向かう気持ちというのか、メンタル面を考えたときに、もう少し考えていってもいいところなのかなということ、この内容から感じたところです。ぜひ先生方に寄り添いながら、子どもたちのために何がいいのかということも考えながら、よろしくお願ひしたいと思います。
教育長	ありがとうございます。学校教育課長。
学校教育課長	今のご意見、2点だったと思います。まず1点目、教職員が参画しなかったという部分ですが、これは瀬長宏議員からも再質問で質問がございました。今回の市のプランなんですが、前計画においては、検討委員会という委員会制度を持ちまして、学校長、教頭、そして養護教諭と県費の学校事務員が参加をしまして、その計画を策定しております。今回のプランは、この計画の延長線上にあるものとして策定をしておりましたので、今回、教職員の参加を見送ったということです。ただし、教育委員会の各課において、まずプランの精査をしまして、定例の校長会、教頭会でも報告、意見交換。加えて、教育指導課長をはじめ指導主事の先生方からの課題認識等々を今回のプランに反

	映させたつもりでございます。あと、今後進捗状況を公表してまいります。目標値を達成しているのかどうかを含めて。この点に関して多くの教職員からも意見収集ができればというふうには考えています。 2点目、業務の持ち帰りに関してのことだと思います。伸子委員おっしゃるように、教材研究と自己研鑽については、非常に線引きが難しいところだというふうに宏議員にもご説明をしております。あと、実態調査におきましても、回答が場合によっては人事評価に影響するのではないかと、新たな教職員の負担につながるのではないかと、というふうには考えておりますが、今後、答弁が時間的にできなかったのですが、過度な調査にならないよう、アンケート調査が実施できれば、実施する前にでも定例校長会、教頭会にてアンケートの時期も含めて今後教育委員会のほうで検討していきたいと考えております。以上です。
宮城伸子委員	確かにアンケートについては、非常に微妙なところがあるかなとは思っています。先生方どこまで正直に答えればいいのかというのが、正直迷います。実際に教員も経験している私自身も、アンケートを実際に出されたときにさてどこまでか。今は特に、かつてはそんなに大きな評価というのはなかったんですが、教職員の評価というのがかなりシビアに行われている現状なので、そこら辺も含めて難しいところはたくさんあるかと思うのですが、正直なところ教材、要するに授業をするという、それが教員の最大の務めだというのが学校現場ですよ。その部分をどう先生方に保障するというのか、要するに学校に残るのが駄目ですよという、そこだけのくくりにしてほしくないというのが正直なところ。確かに早めに時間内で、超勤が先生方の健康を損ねるといふところに行くことも確かにそうなんですけれども、教材研究のために残りたいという先生方が仮にいとすれば、そこら辺をどう勤務時間と照らし合わせていくのかとか、そういうところも含めて、もう少し先生方の授業に対する、この教材研究に対する不安みたいなものが取り除けられるといいかなと。 過去に実は、セキュリティーが厳しくて学校ではできなくて一旦家に帰ったんだけど、やはり授業の心配があって、もう一度学校に戻って教材研究して帰りましたという多くの先生方の声を聞いていることも、今の意見の根底にあるんですが、そういうところの部分がどの程度解消できるかなというのが、この働き方改革にずっとついて回る部分なのかなということを考えているので、確かにアンケートを取ることに対する賛成、反対という意見は私は申しませんが、何らか

	の形で先生方の生の声が聞ける。それが、こういうことを言ったから評価に関係するよというところの見方、考え方を管理職としてはしてほしくない、そういう思いがあつての意見です。
教育長	学校教育課長。
学校教育課長	今のご意見を踏まえまして、管理職が業務の持ち帰りがどの程度なのかをまず実態を把握して共有していける。そして、線引きというのが非常に難しいんですが、管理職が理解をしていただくような形で、実態調査には努めていきたいと思います。
宮城伸子委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。美智子委員。
宮城美智子委員	すみません、32ページ、昨日までの14番の校則の見直しについてなんですけれども、生徒が関わる形で校則の見直しが進められているということなんですけれども、学校現場からは入学早々に身なりチェックが何度も行われたという学校があつて、それが学年全体を集めて身なりチェックをする。身なりが最近乱れているから身なりチェックということで、短期間で何回か行われた学校もあるということなんです。それでやはり生徒のほうの一部の乱れた生徒のため全員が集められて身なりチェックをされるというところが、入学早々に何回か行われたと、早い段階でというところで生徒と保護者からも学校が面白くなるという話がありました。これは生徒主体で行われているという校則の見直しというところもあったので、もし可能であれば、身なりチェックに関してもまた生徒主体でいろいろ考えながらやっていてもいいのかなというふうに、私は保護者と生徒とお話をして思いました。以上です。
教育長	ありがとうございます。教育指導課長。
教育指導課長	今のご意見で、質問された保護員のほうからも、生徒が自主的にこういう学校生活をよくするために、これは最低限必要なことだとかという認識をしっかり持った上で、自分たちでそういう規律を守っていくという姿勢ができれば、今美智子委員がおっしゃるように、先生方がわざわざ集めてチェックをするとか、そういう労力を使わなくて済むようになるのではないかというご意見で、まさにそのとおりだなと思っているところなので、先生方も守らさなければいけないということからまず意識を変えていかないといけないんだろうなというふうに思っています。また、管理職連絡会の中でも、こういったご意見がありましたということで、併せてこの質問のときに、沖縄県の弁護士会

	からも、この校則見直しに関する提言というのが出されているというところがあったので、その資料も提供しながら、学校での校則の在り方というのを考えていきたいと思いますということで投げかけていきたいと思っております。
宮城美智子委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。 それでは、報告第2号 令和8年第4回豊見城市議会定例会一般質問については、以上で終了したいと思いますよろしくお願いします。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは進めます。日程については以上となります。 その他連絡事項の説明を事務局からお願いします。学校教育課長。
学校教育課長	今回、その他連絡事項はなしという形になっております。以上です。
教育長	委員の皆さん、全般を通して気になること、また聞いてみたいことがございましたら挙手をお願いします。 では、最後に次回の定例教育委員会の日程について、事務局、説明をお願いします。学校教育課長。
学校教育課長	次回の定例教育委員会については、令和8年7月16日木曜日、午前10時から開催予定です。場所は、ここ4階第1会議室になります。ご出席をお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。 それでは、以上をもちまして第6回定例教育委員会の全日程を終了いたします。お疲れさまでした。

(署名欄)

教育長 市原美奈子

教育委員 宮城美智子